

平成 21 年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会議事録

平成 22 年 2 月 1 日（月）

13 時 30 分～15 時 45 分

多治見市役所 4 階会議室

出席委員 安藤委員、加納委員、陣野委員、谷口委員、坪井委員、土岐委員、広瀬委員、船戸委員、間宮委員、水野委員、吉川委員、吉野委員、渡邊委員

欠席委員 田中委員

事務局 若尾市民環境部長、浅野環境課長、熊谷三の倉センター所長、環境課 市川、藤井、伊藤、小木曾（千）、田中、山田

1 開会挨拶

市民環境部長あいさつ

2 会長及び副会長の選任について

事務局 委嘱して最初の審議会であるため、多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 3 条の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長の選任をお願いいたします。どなたか推薦していただける方はありますか。

委 員 （なし）

事務局 ご推薦はないようですが、立候補していただける方はありますか。

委 員 （なし）

事務局 ご推薦、立候補ともないようですので、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

事務局 それでは、会長を広瀬委員、副会長を加納委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

3 平成 22 年度多治見市一般廃棄物処理実施計画（案）について

会 長 平成 22 年度多治見市一般廃棄物処理実施計画（案）の審議に入ります。廃棄物の処理については、基本計画とそれに基づいた単年度の実施計画があり、今回は単年度の実施計画について審議することとなります。それでは、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとの規定があり、その中では廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の排出抑制のための方策、分別の区分等、廃棄物の処理を行うものに関する基本的な事項、廃棄物の処理施設に関する基本的な事項等を定める

こととなっています。廃棄物処理計画には、10 年を計画期間とする基本計画と、年度ごとに定める実施計画があります。基本計画については平成 24 年度までを計画期間としており、昨年度中間見直しをしたところで、今回審議していただくのは実施計画です。

今年度の実施計画と来年度の実施計画との主な変更点は、2 点です。まず 1 点目は、大畑センターの管理型処分場の完成に伴う修正です。平成 22 年 6 月に運用開始予定であるため、処理施設の一覧に追加するとともに、名古屋市が所有する愛岐処分場への飛灰の持込みを 5 月末までとすることとしました。2 点目は、1 ページ目の廃棄物の排出状況の算定方法の変更です。全体的な傾向をもとにすべての区分の計画量を出していましたが、今回から区分ごとに傾向を見ながら算出しています。例えば、1 人 1 日平均排出量は、18 年度から 19 年度にかけての削減割合と、19 年度から 20 年度にかけての削減割合を平均した割合が 20 年度の実績から減ると仮定して 22 年度の計画量を算出しています。また、増加している場合は増加の割合を同様に 20 年度の実績に掛け、3 年間で増減がある場合には 18 年度から 20 年度までの平均としています。計算の詳細は、本日配付しました一覧表をご覧ください。

会 長 それでは、今の説明についてご質問、ご意見はありますか。

委 員 新しい管理型処分場の予定はどうなりますか。

事務局 今年度 6 月に運用開始の予定です。今年度運用開始するのは、管理型処分場です。

委 員 管理型処分場というのは、どんなものでしょうか。

事務局 一般的な管理型処分場は、有害物質が浸出することがあるため、内側に遮水シートがあり、また、水処理施設があります。

会 長 他にご意見はないようですので、平成 22 年度多治見市一般廃棄物処理実施計画については、事務局の原案のとおりとしてよろしいですか。

委 員 異議なし。

4 多治見市水害廃棄物処理計画（案）について

会 長 多治見市水害廃棄物処理計画（案）の審議に入ります。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局 多治見市水害廃棄物処理計画は、多治見市に水害が起きた場合に廃棄物の処理を円滑にするため、このたび新たに策定するものです。まずは水害の想定ですが、土岐川は 100 年に 1 度、大原川と笠原川については 50 年に 1 度の大雨により川が氾濫し、浸水したというものです。対象とする廃棄物は、水害が発生した場合に特別な処理を必要とするものです。通常の廃棄物であっても、水害により汚水に浸かるため、通常の廃棄物の処理とは異なる処理が必要になると考えられます。

まず、廃棄物処理施設及び車両の浸水対策ですが、幸い施設が高台にあるため、浸水の可能性はありません。ただ、施設につながる道路が浸水する可能性が高いため、迂回路の確保が重要になります。続いて、被害地域と廃棄物発生量の想定ですが、土岐川、大原川、笠原川の各流域について、水害廃棄物対策指針に基づき廃棄物の発生

量を算出しており、床下・床上浸水と流出・半壊家屋は合計 2,810 戸、廃棄物の発生量は 5,620 トンとなります。続いて、分別方法については、可能な限りリサイクルすることを原則に、所有者不明のものが発生することや、汚水に浸かることを考慮して定めています。収集方法については、災害ごみは市と委託業者が収集車により収集することとし、日常ごみのうち破碎ごみや資源については広域避難場所へ市民の方に持ち込んでいただくこととしています。続いて、進行管理計画の策定についてですが、おおむね第3週で収集を終え、処理に入ることとしています。

委 員 被害地域に姫川が入っていませんが、あそこは氾濫します。

委 員 同じようなことですが、市之倉川も氾濫するかもしれません。対象地域に入れておくべきではないでしょうか。

会 長 この計画の根拠はハザードマップだということですが、ハザードマップにはそれらの地域は入っているのでしょうか。

委 員 木曽川水系だからハザードマップにないということかもしれません。

会 長 そのあたりは調べていただいて、必要な地域はしっかり入れるということにして、次回までに修正してください。大幅な修正が生じますが、この件は今回で審議を終了する必要はありますか。

事務局 今回で審議を終了する必要はありません。次回までにご意見をもとに修正します。

委 員 マンホールのふたが飛ぶことのないようにしていただきたいと思います。また、水に浸かったごみは重いので、仮設のごみ置き場までは持って行けないと思います。あと、ごみの量は、水分の量まで考慮しているのでしょうか。

事務局 マンホールのふたについては、水道部のほうで対応しています。仮設のごみ置場については、収集後、処理前のごみ置場のことであって、市民の方にそこまで持ち込んでいただくことをお願いするものではありません。また、ごみの量については、水分を含んでいます。

会 長 多治見市では、過去に水害があったようですが、そのときの経験は取り入れてあるのでしょうか。計画の大枠は環境省等から提供されたものかもしれませんが、そこに多治見市の状況を加味すべきだと思います。

事務局 10 年ほど前の水害の際、この計画と同様の対応をしており、特段の問題はなかったと考えています。

委 員 計画の中に、浄化槽汚泥に関する記述がありますが、浄化槽は水害があっても止まらず処理を続けますので、汲み取るとしても最後でいいと思います。

会 長 基本的なことですが、100 年と 50 年の想定を一緒に考えるというのは、どうもおかしいように思います。

事務局 土岐川は 100 年に 1 度の大雨で、大原川と笠原川は 50 年に 1 度の大雨で氾濫すると予想されるということです。

会 長 同じように氾濫するといっても、50 年に 1 度と 100 年に 1 度の大雨では被害規模が異なると思います。ただ、これは 50 年に 1 度と 100 年に 1 度のハザードマップにそれぞれ基づいているということですね。先ほど出てきた笠原川や市之倉川についてのハ

ザードマップがあるかどうか分かりませんが、重要な問題ですので、次回までによく調べておいてください。

5 多治見市震災廃棄物処理計画（案）について

会 長 多治見市震災廃棄物処理計画（案）について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 多治見市震災廃棄物処理計画（案）については、本市で震災が起きた場合に廃棄物を円滑に処理するために新たに策定するものです。

まず、前提として、多治見市で直下型のマグニチュード 6.5 の地震が起きた場合を想定しています。対象となる廃棄物は、震災が発生したときに特別な処理を必要とする廃棄物で、水害の場合とは異なり、がれき類が大量に発生すると想定されます。市の廃棄物処理施設については耐震工事をしていますが、アクセス道路の損壊が想定されます。被害の概要については、多治見地区と笠原地区合わせて全壊が 2,948 戸、半壊が 5,017 戸、焼失が 7,261 戸と想定されます。また、それにより発生するがれき以外の廃棄物は 6,136 トン、がれきは 550,000 トンと想定されます。

続いて、分別方法ですが、水害と同様に、最大限リサイクルすることを原則とし、大量に出ると予想されるコンクリートについても民間の施設でできるだけリサイクルすることとしています。震災復旧については、アクセス道路の損壊による受入停止を早急に解消するため、迂回路を確保することとしています。

会 長 それでは、今の説明についてご意見、ご質問がありますか。

委 員 処理施設まで行くのに橋を渡りますが、橋の耐震化は大丈夫でしょうか。

委 員 笠原地域については耐震化工事をしていたはずですが。

事務局 道路河川課が市内の橋の調査を行っていますので、その結果を調べておきます。

委 員 東海地震を想定すると、今回の想定では足りないように思います。

事務局 この計画では、起こりうる最大の被害を想定しています。東海地震より、今回の想定にある直下型地震のほうが被害は大きいと考えられます。

委 員 ここにある仮設トイレの数で十分でしょうか。阪神大震災の状況を見ると、十分でないような気がします。今、市内全域で浄化槽から下水道への切替を進めていますが、震災の際には下水が壊れますので、ある程度浄化槽を残しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

委 員 アスベストの処理についてはどうなるのでしょうか。また、アスベストが使用されている施設は把握されているのでしょうか。

事務局 アスベストについては特別な取扱いが必要ですので、市の施設では処理できず、民間で処理することになります。また、市の施設の状況については、すべて総務課で把握しています。

会 長 こちらの計画については大幅な変更は生じないようですが、水害の計画と併せて次回引き続き審議することとします。

6 レジ袋有料化について（報告）

会 長 レジ袋有料化について、事務局から説明をお願いします。

事務局 平成 19 年度から、ごみの減量及び地球温暖化の防止のため、岐阜県の実験でレジ袋の有料化に関する検討が進められてきました。それを受け、東濃 5 市では平成 20 年 10 月 1 日から有料化を開始しました。開始時点で、多治見市内では 12 事業者、21 店舗が参加しています。平成 21 年 9 月の実績では、辞退率が 93.6%となりました。これを受け、岐阜県は、マイバッグを持ち、レジ袋を使用しないという習慣は県民に十分根付いたと判断し、今年 3 月で期限が切れるレジ袋有料化に関する協定を更新しないこととしました。しかし、今回の取組の考え方、方針は、今後も継続していくこととしています。

会 長 レジ袋有料化によるごみの減量の効果についてはいかがですか。

事務局 組成調査を行った上で、生ごみの減量化と併せて分析したいと考えております。

7 生ごみ処理機への補助金の制度の変更について（報告）

会 長 生ごみ処理機への補助金の制度の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ごみの減量及び堆肥化促進のため、生ごみ処理機への補助制度を設けていますが、近年申請件数が減少していること、限られた予算の中、より多くの市民に普及させたいことから、制度の変更を行うものです。主な変更内容は、補助割合を 2 分の 1 から 4 分の 1 にすること、限度額を従来の半額にすること、過去に補助を受けた方には補助を出さないこととするものの 3 点です。

委 員 補助金を受けられた方へのアンケートは行っていますか。買った方がいいが使用していない、できた堆肥の行き場がないという話も聞いています。単に補助金を出すだけでなく、有効活用していただくためには何が問題なのかを把握する必要があると思います。そういった調査は行っていますか。

事務局 行っていない。

委 員 私は生ごみ処理容器を使っていますし、電気を使う生ごみ処理機も使っていました。その生ごみ処理機はおがくずを買ってこなければならないということで、今は使っていません。生ごみ処理容器は今でも使っており、生ごみの減量にもなり、また、よい堆肥ができるということで非常によいと思います。

会 長 申請件数が減ってきたのは、何らかの理由で人気がないのか、それともある程度普及したのかどちらでしょうか。やはりそのあたりをはっきりさせた上で対応すべきではないでしょうか。委員のどなたも制度の変更そのものには反対はないとは思いますが、現状をきちんと分析した上で対応したほうがよいのではないのでしょうか。

事務局 ご意見をもとに、今後対応していきます。

会 長 すべて市役所で行うのは難しいところもあるかもしれません。この審議会にはそういったことに熱心な方々もいらっしゃいますので、ご相談いただくのもよいのではないのでしょうか。

8 その他

会 長 次回は、3月2日（火）の午前10時から開催することとし、本日は終了します。